

高松市監査委員告示第20号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年8月15日

高松市監査委員	吉田正己
同	山下稔
同	妻鹿常男
同	西岡章夫

定期監査結果に基づく措置通知について

第1 定期監査で指摘した事項に対する措置内容等

対象部局	都市整備局道路課	
措置通知日	平成24年3月29日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
	適正な契約書を作成すべきもの 香川県緊急雇用創出基金事業交通量調査業務委託契約書では、高松市個人情報保護条例および別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨の規定があるものの、同契約書には「個人情報取扱特記事項」が添付されていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、適正な契約書を作成されたい。	適正な契約書の作成については、平成23年12月1日付けで同契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付するように改めた。

対象部局	教育局総務課新設統合校整備室	
措置通知日	平成24年4月2日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】

<p>単価契約に係る執行伺を適正に作成すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定されているが、平成22年度塩江地区学校統合広報誌「しおのえ学校づくりだより」塩江地区仕分け配送業務に係る執行伺については、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁に分けずに決裁を受けているので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>単価契約等に係る「しおのえ学校づくりだより」塩江地区仕分け配送業務の執行伺については、平成24年3月から、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁を分けて、適正な事務処理をした。</p>
---	--

対 象 部 局	市民政策局人権啓発課	
措 置 通 知 日	平成24年4月2日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>市内出張命令の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>職員が市内出張をする場合は、高松市職員服務規程第14条第2項の規定により、事前に市内出張命令簿による決裁を受けなければならないが、委託業務等に係る検収に伴う市内出張について、市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同項の規定により決裁を受けられたい。</p>	<p>平成23年6月5日に実施した第6回人権フェスティバル in たかまつ会場設営業務委託に係る検収に伴う市内出張について、市内出張命令簿による決裁を受け、適正な事務処理を行った。</p>	
<p>委託業務の完了および検収に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約事務処理要綱第83条では、契約者は、工事等が完了したときは書面により遅滞なく市長に届け出なければならないと規定しており、また、高松市契約規則第30条第2項では、検収員は契約書その他の関係書類に基づいて検収を行うことと規定しているが、平成21年度高松市同和対策団体委託事業については、完了の届出および検収がなされていないので、今後は、これらの規定により、完了届を提出するよう指導するとともに、検収調書を作成し、適正な検収事</p>	<p>委託業務の完了および検収については、平成23年度高松市人権相談事業委託において、完了届の提出を受けて検収調書を作成し、適正な事務処理を行った。</p>	

務を行われたい。	
----------	--

対 象 部 局	上下水道局給排水設備課
措 置 通 知 日	平成24年4月12日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>高松市浄化槽整備推進事業に伴う小型合併処理浄化槽保守点検・清掃業務委託契約については、契約書に秘密保持および受託者の個人情報保護に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。</p>	<p>業務委託契約の個人情報の取扱いについては、平成24年4月1日付けで契約書に秘密保持および受託者の個人情報保護に関する条項を盛り込み、適正に改めた。</p>

対 象 部 局	教育局文化財課
措 置 通 知 日	平成24年4月17日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>特定の随意契約に係る公表をすべきもの</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定および平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、讃岐国分寺跡・讃岐国分尼寺跡・六ツ目古墳除草等業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>特定の随意契約に係る公表については、平成23年度から文化財課ホームページで公開するように改めた。</p>

対 象 部 局	都市整備局河港課
措 置 通 知 日	平成 2 4 年 4 月 2 5 日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成 2 2 年 3 月 1 9 日および 2 3 年 3 月 2 4 日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成 2 2 年度および 2 3 年度高松市河港課管理スクリーン、ポンプ場清掃業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>高松市河港課管理スクリーン、ポンプ場清掃業務委託契約に係る仕様書については、平成 2 4 年度から労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保に関する事項を加えた。</p>
<p>業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第 3 5 条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成 2 2 年 4 月 1 日から、年 3 . 6 パーセントから年 3 . 3 パーセントに変更されているにもかかわらず、生島水門外 3 水門点検業務委託契約書および柚場川水門外 3 水門点検業務委託契約書の条項のうち、履行遅滞に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により、適正な率で約定されたい。</p>	<p>業務委託契約の遅延利息の利率については、平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日以降の同種業務に係る委託契約において、高松市契約規則第 3 5 条に規定する適正な率にて約定することとした。</p>

対 象 部 局	教育局文化財課
措 置 通 知 日	平成 2 4 年 5 月 1 日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約における監督員任命手続を適正にすべきもの</p> <p>業務委託契約において監督員を任命するときは、高松市事務決裁規程第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項および別表</p>	<p>監督員の任命については、平成 2 4 年度から契約に係る見積徴取伺決裁上で監督員を定め、任命手続を行うこ</p>

<p>第1人事の表第2項の規定により、主管課長までの決裁を受けなければならないが、高松市歴史資料館古文書解読業務委託については、契約書に監督員の職務を盛り込んでいるにもかかわらず、監督員の任命の決裁を受けていないので、今後は、契約に係る執行伺決裁上で監督員を定めるなど任命手続を適正に行われたい。</p>	<p>ととした。</p>
--	--------------

対 象 部 局	上下水道局財務管理課
措 置 通 知 日	平成24年5月9日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成23年3月24日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、高松市上下水道局無線設備保守点検業務委託契約および高松市上下水道局塵芥収集処理業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>業務委託契約に係る仕様書の作成については、平成24年度から、労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を加えた。</p>

対 象 部 局	上下水道局下水道施設課
措 置 通 知 日	平成24年5月15日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>行政財産の目的外使用に係る使用料を免除する場合は、高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例第5条に規定する免除することができると認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、平成22年度の東部下水処理場および牟礼浄化苑の自動販売機、東部下水処理場の運動用地および放流渠用地に係る使用許可については、使用料を免除して</p>	<p>行政財産の目的外使用に係る使用料の免除については、平成24年度の継続使用許可伺決裁において、その理由を明記した。</p> <p>また、ケーブルテレビ・光ブロードバンドサービス用サブセンター局舎に係る使用許可については、平成24年度の継続使用許可伺決裁において、連帯保証人を立てさせない理由を明記した。</p>

いるにもかかわらず、同使用許可伺決裁に、その理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、その理由を決裁に明記されたい。

また、使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、ケーブルテレビ・光ブロードバンドサービス用サブセンター局舎に係る使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同使用許可伺決裁に、その理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、その理由を決裁に明記されたい。

対 象 部 局	上下水道局浄水課
措 置 通 知 日	平成24年5月21日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>薬品の購入に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年度に後川および一ツ内浄水場で使用した薬品の購入については、購入頻度や総購入額に照らし、単価契約を締結すべきところ、一回当たりの購入金額が少額であることから、必要の都度発注簿により発注しているため、今後、同様の薬品の購入に当たっては、契約方法を見直し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>後川浄水場および一ツ内浄水場で使用する薬品（水道用次亜塩素酸ナトリウム、水道用ポリ塩化アルミニウム）については、平成24年度から仕様書に基づき見積徴取を行い、薬品ごとに単価契約し、月ごとに支払処理をするように改めた。</p>

対 象 部 局	教育局生涯学習課少年育成センター
措 置 通 知 日	平成24年5月21日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約の検収に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第30条第2項の規定では、検収員は、物件の買入れその他の契約についてその給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容および数量について検収を行わなければならないとし、同条第5項の規定では、検</p>	<p>高松地域小・中・高等学校校外特別補導事業および高松市緊急指導対策事業委託契約の検収に係る事務処理については、平成23年度の委託契約に係る履行確認から、検収員が、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容および数量について検収を</p>

<p>収員は、検収をしたときは、検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしているが、平成22年度高松地域小・中・高等学校校外特別補導事業委託契約および高松市緊急指導対策事業委託契約については、受託者から実績報告書が提出された際に、その履行に係る検収調書を作成していないので、今後、同様の契約を締結した場合には、契約業務の履行後に適正な検収を行われたい。</p>	<p>行うとともに、検収調書を作成し、適正な事務処理を行った。</p>
--	-------------------------------------

対 象 部 局	消防局総務課		
措 置 通 知 日	平成24年5月29日		
【改善を要する事項】		【措置された内容】	
<p>普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第5号では、普通財産の貸付けに係る事案の決裁については、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、普通財産である旧北部分団千代橋消防屯所敷地内に設置されている電柱に係る貸付決定伺決裁では、その審査を受けていないので、今後、同様の決裁を受ける場合には、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>また、当該決裁に添付されている普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定により準用される第26条第2項ただし書の規定により連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同決裁には、連帯保証人を立てさせない旨の明記がなく、かつ、同項ただし書に規定する必要がないと認めた理由も明記していないので、今後、連帯保証人を立てさせない場合には、これらの事項を決裁に記載されたい。</p>		<p>普通財産の貸付けに係る事案の決裁および連帯保証人の取扱いについては、高松市文書規程および高松市公有財産事務取扱規則に基づき、平成24年度から適正な事務処理をした。</p>	
<p>行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要がないと認める理由を使用許可伺決裁に明記</p>		<p>行政財産の目的外使用許可に係る決裁および連帯保証人の取扱いについては、高松市事務決裁規程、高松市文書規程および高松市公有財産事務取扱規則に基づき、平成24年度か</p>	

しなければならないが、高松市香川分団4部東谷消防屯所敷地内および八王子団地防火水槽敷地内の電柱に係る行政財産使用許可申請書については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同使用許可伺決裁には、その根拠規定および理由を記載していないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、行政財産の目的外使用許可（内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。）に係る事案の決裁については、高松市事務決裁規程別表第1管財および用品の表第2項の規定に基づき部長決裁を受けるとともに、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号の規定に基づき、財産活用課等の審査を受けなければならないが、同許可伺決裁では、これらの審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受けようとする場合には、関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ら適正な事務処理をした。

行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

高松市文書規程第16条ならびに別表第2管財の項第1号および第5号では、内容変更を伴う行政財産の目的外使用許可の更新および普通財産の貸付けについては、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、平成21年度電柱敷地の使用承認伺決裁では、その審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受ける場合には、同規程に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該決裁に添付されている行政財産使用許可申請書および普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書および第27条第2項に規定する連帯保証人の記載がないにもかかわらず、同決裁には連帯保証人を立てさせない旨の根拠規定および理由が記載されていないので、今後、同種の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

行政財産の目的外使用許可および普通財産の貸付けに係る決裁については、高松市事務決裁規程および高松市文書規程に基づき、平成24年度から適正な事務処理をした。

また、連帯保証人の取扱いについては、高松市公有財産事務取扱規則に基づき、平成24年度から適正な事務処理をした。

<p>公有財産管理に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成21年度において使用許可の更新が必要な古高松消防分団第2部消防屯所ほか1件に係る電柱等の2次使用許可については、申請者から使用許可申請書が提出されているにもかかわらず、何ら処分が行われていないので、今後においては、所管する財産の管理について適正な事務処理の徹底を図られたい。</p>	<p>使用許可の更新が必要な電柱等の2次使用許可については、平成24年度から適正な事務処理をした。</p>
<p>適正な仕様書を作成すべきもの</p> <p>平成20年度消防用設備等点検保守業務委託に係る仕様書では、点検保守業務は「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）」により行うとしているが、同告示は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」の制定に伴い廃止されているので、今後、同様の契約を締結する際には、適正な仕様書を作成されたい。</p>	<p>消防用設備等点検保守業務委託に係る仕様書については、平成24年度から適正な仕様書を作成した。</p>
<p>委託契約書の仕様書を適正に作成すべきもの</p> <p>北第1梯子車の車検委託契約においては、必要な整備を示した業者からの見積書が、見積徴取伺決裁に添付している仕様書と内容が異なっているにもかかわらず、そのまま委託契約を締結しているため、作業内容と契約内容に差異が生じているので、今後においては、契約書の仕様書と作業内容が合致するよう適正に事務処理されたい。</p>	<p>車検委託契約においては、平成23年度から委託契約書の仕様書と作業内容が合致するよう適正に事務処理をした。</p>
<p>保険料の歳出戻入に係る事務を適正にすべきもの</p> <p>高松市会計規則第36条では、歳出の過払をした場合、返納金はその支出</p>	<p>歳出の戻入においては、平成23年度から支出した歳出科目に戻入する</p>

<p>をした歳出科目に戻入しなければならないと規定しているが、平成20年度三木救急2号車の自動車共済解約に伴う返戻金を、同年度の歳出であるにもかかわらず、歳入科目である雑入として受け入れており、支出をした歳出科目に戻入していないので、今後においては、適正に事務処理されたい。</p>	<p>よう適正に事務処理をした。</p>
<p>支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市契約規則第32条は、契約代金は、検収調書に基づかなければ支払をしてはならないとし、また、同条ただし書では、契約金額が少額であって、検収調書を作成する必要のないものは、検収を行った日を財務会計システムに記録し、当該検収に当たった職員が支出命令時にその記録を承認することによって、これに代えることができる」と規定しているが、平成22年度安全運転管理者講習手数料および平成23年度副安全運転管理者講習手数料に係る支出命令では、検収者の承認を受けていないので、今後、同規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>検収調書を作成する必要のないものにおいては、平成24年度から検収日を財務会計システムに記録し、検収に当たった職員が支出命令時にその記録を承認するよう適正に事務処理をした。</p>

対象部局	財政局財産活用課	
措置通知日	平成24年6月11日	
	【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>消防用設備等の定期点検を適正に実施すべきもの</p> <p>消防用設備のうち消火器具、屋内消火栓設備および自動火災報知設備の定期点検は、消防法等で6月ごとに外観・機能点検を実施することとなっているが、職員住宅の消防用設備等点検結果報告書をみると消火器具、屋内消火栓設備および自動火災報知設備の外観・機能点検を年1回しか実施していないので、規定に基づき適正に点検されたい。</p>		<p>消防法等による職員住宅の消防用設備等の定期点検については、平成22年度から外観点検・機能点検を年2回実施し、規定に基づき適正な点検を行うよう改めた。</p>
<p>仕様書を作成し業者に提示すべきもの</p> <p>土地調査測量業務を委託する際、業務内容、報告書類、契約期間等の事項</p>		<p>土地測量業務の仕様書については、高松市契約規則第18条第2項の規</p>

<p>について相手方に口頭で現場説明しているとのことであるが、仕様書を作成していないので、契約内容を明らかにするためにも、高松市契約規則第18条第2項の規定に基づき、仕様書を作成の上、相手方に提示されたい。</p>	<p>定により、平成23年度から業務内容等を記した仕様書を作成の上、業者に提示するよう改めた。</p>
---	---

対 象 部 局	財政局財産活用課財産管理室
措 置 通 知 日	平成24年6月11日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの</p> <p>平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、平成19年度高松市公有財産管理システム統合業務委託の見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられていたため、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。</p>	<p>見積徴取伺決裁に添付する見積業者等一覧表については、平成23年度分の契約に係る決裁から、前年度の参加業者等を記載した様式を使用し、決裁に添付した。</p>
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、公有財産管理システムソフト保守点検業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>公有財産管理システムソフト保守点検業務委託については、平成24年度から、契約書に高松市契約規則第35条の規定に基づく遅延利息の徴収に関する条項を盛り込み、適正な事務処理を行った。</p>

対 象 部 局	上下水道局お客さまセンター
措 置 通 知 日	平成24年6月13日
【改善を要する事項】	【措置された内容】

<p>業務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>お客さまセンターの水道料金等の口座振替収納に関する業務委託契約には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項以外に、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。</p>	<p>水道料金等の口座振替収納に関する業務委託契約については、平成24年度と同契約において、契約書に個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を盛り込むとともに、個人情報が適正に取り扱われるよう事務処理をした。</p>
<p>発注簿の事務処理を適正にすべきもの</p> <p>発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが、平成23年9月9日に見積徴取を行ったプリンター用ロール紙（集中検針盤用）については、発注日および兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により、適正に事務処理されたい。</p>	<p>発注簿の事務処理については、平成24年度から発注簿等財務処理要領に基づき、発注日および兼命令処理日を記入するとともに、適正な事務処理をした。</p>

対象部局	総務局危機管理課
措置通知日	平成24年6月15日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>検収等に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>委託契約の履行確認に係る検収調書や、契約の相手方から提出された着手届、完了届および完納届の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第17項および第19項の規定に基づき、専決者までの決裁を受けなければならないが、高松市香川町防災行政無線施設戸別受信機に係る完納届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今</p>	<p>検収等に係る事務処理については、平成21年3月11日付けで高松市香川町防災行政無線施設戸別受信機に係る物品完納届に、専決者である課長の決裁を受け、適正に処理した。</p>

後，同種の文書を取り扱う場合には，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。	
--	--

対 象 部 局	総務局秘書課
措 置 通 知 日	平成24年6月29日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの</p> <p>平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により，見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は，前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず，市長応接室用安楽椅子修繕に係る見積業者等一覧表では，改定前のものが用いられているので，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な見積業者等一覧表を作成し，決裁に添付されたい。</p>	<p>見積業者等一覧表の作成については，平成21年度から，前年度の実績額や見積参加業者を記載できる様式を使用し，決裁に添付するよう改めた。</p>

対 象 部 局	健康福祉局保健対策課地域医療対策室
措 置 通 知 日	平成24年7月2日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>補助事業に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>高松市補助金等交付規則第7条第1項第3号の規定では，補助事業等が予定の期限内に完了しないとき，またはその遂行が困難となったときは，市長に報告してその指示を受けることとしているが，平成21年度病院群輪番制病院設備整備費補助金については，補助事業者から提出された変更交付申請書に記載された補助事業の完了日を経過した後の日付で完了届等の提出を受けているので，今後，補助事業の期間を延長する場合には，その都度変更申請書を提出するよう補助金交付申請者を指導し，適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>補助事業に係る事務処理については，平成23年度から補助金交付申請者に対し，補助事業の期間を延長する場合には，その都度変更申請書を提出するよう指導し，適正な事務処理をした。</p>

対 象 部 局	総務局総務課
措 置 通 知 日	平成24年7月3日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>事務委託契約の個人情報の取扱いを適正にすべきもの</p> <p>包括外部監査委託契約には、個人情報を取り扱う事務が含まれているにもかかわらず、同契約書には、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。</p>	<p>包括外部監査委託契約における個人情報の取扱いに関する契約条項の改善については、平成23年度から契約書に個人情報取扱特記事項を付記し、適正な契約締結を行うように改めた。</p>

対 象 部 局	教育局中央図書館
措 置 通 知 日	平成24年7月9日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、高松市中央図書館清掃業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>遅延利息に関する条項については、平成24年度から契約書に明記し、委託業者と契約を締結した。</p>

対 象 部 局	創造都市推進局産業経済部土地改良課
措 置 通 知 日	平成24年7月9日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長・会計管理者通知「執行伺、</p>	<p>見積徴取伺決裁に係る事務処理については、平成24年度から、履行保</p>

<p>契約事務等の取扱い（平成23年度予算執行に係る年度前準備行為および執行伺の取扱い，契約制度（財務会計制度）の見直し等）について（通知）」では，連帯保証人制度および契約保証金免除要件の見直しにより，指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが，池田1号・4号農道除草業務委託に係る見積徴取伺決裁では，連帯保証人に関して従前の記載がされているので，今後，同種の伺決裁を起案する場合には，履行保証について適正に記載されたい。</p>	<p>証について適正に記載することとした。</p>
---	---------------------------

対 象 部 局	市民政策局地域政策課
措 置 通 知 日	平成24年7月9日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>適正な見積業者等一覧表を添付すべきもの</p> <p>平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」により，見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は，前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改定されているにもかかわらず，平成19年度国分寺支所空調用自動制御機器取替工事に係る見積徴取伺決裁では，改定前のものが用いられていたため，今後，同種の契約を締結しようとする場合には，適正な見積業者等一覧表を作成し，決裁に添付されたい。</p>	<p>平成21年度高松市国分寺支所西駐車場倉庫解体工事に係る見積業者等一覧表について，前年度の実績額や見積参加業者を記載できる様式を使用し，決裁に添付するよう改めた。</p>
<p>検収調書の確認に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては，高松市事務決裁規程第4条第1項，第5条第1項および別表第1文書，庶務その他の表第19項の規定に基づき，支出負担行為伺の決裁者が部長以下の決裁事項は，主管課長までの決裁を受けなければならないが，地域SNS構築および運用業務委託の検収調書は，確認に係る決裁を受けていないので，今後，同</p>	<p>委託契約の検収調書の確認に係る決裁については，平成23年度から，専決者である主管課長までの決裁を受け，適正に処理した。</p>

<p>種の検収調書を作成した場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。</p>	
<p>公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することとされているが、地域政策課の各種伺決裁の起案用紙には、事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正に事務処理されたい。</p>	<p>各種伺決裁の起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に、公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載することについては、平成21年度から適正に記載した。</p>
<p>補助金の概算交付に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>盛り場における水銀灯維持管理事業補助金は、高松市会計規則第79条第1項第3号および第2項ならびに高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、各補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する特に必要があると認める理由が記載されていないので、今後、補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。</p>	<p>補助金を概算交付する場合については、平成23年度から概算交付する正当な理由を決裁に明記した。</p>
<p>補助事業に係る事務処理を適正にすべきもの</p> <p>防犯灯の新設等に係る補助事業については、高松市防犯灯新設等助成金交付規程第5条では、防犯灯の新設等に係る工事完了後、速やかに防犯灯新設・切替・移設・補修工事完了届を市長に提出しなければならないと規定し、また、高松市補助金等交付規則第8条では、補助金交付申請者は、補助事業等が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならないと規定しているが、工事完了後、速やかに完了届が出されていないものや20日を超えて実績報告書が提出されているもの、実績報告書</p>	<p>防犯灯の新設等に係る補助事業については、高松市防犯灯新設等助成金交付規程および高松市補助金等交付規則に基づき、平成22年度から補助金交付申請者に対し、補助事業完了後、適切に完了届や実績報告書を提出するよう指導し、改善させた。</p> <p>また、今後、施工期間を延長する事案が発生する場合は、事前に市長の承認を受けるとともに、交付申請書については、適切な時期に提出するよう指導した。</p>

が未提出のものが見受けられたので、今後、同種の補助事業が完了したときは、適切に完了届等を提出するよう、補助金交付申請者を指導されたい。

また、同規程第6条では、工事計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならないと規定しているが、交付申請書に記載されている施工期間を延長しているにもかかわらず、あらかじめ市長の承認を受けていないものや、工事完了日に不整合が生じているものが見受けられ、適正な事務処理が行われていないので、今後、同種の補助事業において、施工期間を延長する場合等については、適正な事務処理がなされるよう補助金交付申請者を指導されたい。

さらに、同種の補助事業において、補助金交付申請者が、交付決定通知を受ける前に工事を施工しているにもかかわらず、当該工事完了後に交付申請書の提出を受け、決裁事務処理が行われているものが見受けられたので、今後においては、同規程に基づき、適正に事務処理をされたい。

歳出予算の流用に係る決裁を適正にすべきもの

高松市予算規則第15条第1項では、歳出予算の流用を必要とするときは、各部長において、歳出予算流用伺票を作成し、市長の決裁を受けると規定しているが、主管部局である部長の決裁を受けていないものが見受けられたので、今後、同項の規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。

歳出予算を流用する場合については、平成22年度から主管部長の決裁を受け、適正に処理した。

行政財産使用許可台帳等の作成を適正にすべきもの

高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項では、行政財産の目的外使用許可については、行政財産使用許可台帳を調整すること、また、同規則第27条第3項では、普通財産の貸付けについては、普通財産貸付台帳を調整することと規定しているが、香川支所においては、これらの台帳が調整されていないものや普通財産貸付台帳で調整すべきところ、行政財産使用許可台帳

行政財産の目的外使用許可については、平成23年度から行政財産使用許可台帳を調整した。また、普通財産の貸付けについては、平成24年度から普通財産貸付台帳を調整した。

を使用して調整しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。	
--	--

対 象 部 局	都市整備局都市計画課
措 置 通 知 日	平成24年7月11日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>概算払を受けた旅費の精算を適正にすべきもの</p> <p>高松市会計規則第80条では、概算払を受けた者は、用務終了後5日以内に精算することと規定しているが、概算払を受けた県外への出張旅費について、期限内にその精算をしていないものが見受けられたので、今後、同種の事務処理をする場合には、同条の規定により、適正に事務処理されたい。</p>	<p>概算払を受けた旅費の精算については、平成24年度から適正に行った。</p>

対 象 部 局	総務局広聴広報課
措 置 通 知 日	平成24年7月19日
【改善を要する事項】	【措置された内容】
<p>公文書公開に係る公・非の事前判断結果を記載すべきもの</p> <p>文書法制事務の手引の第2章第2節第5項第5号では、起案用紙の記載方法として「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果を鉛筆で記入することと規定されており、また、高松市文書規程第15条第8項では、決裁を終わった文書には、起案者が決裁日を記載しなければならないと規定されているが、広聴広報課の伺決裁の起案用紙には、「公開・非公開の区分」欄に公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないものが見受けられたので、今後、伺決裁を起案する場合には、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>起案用紙の「公開・非公開の区分」欄に、公文書公開に係る公・非の事前判断結果が記入されていないことについては、平成20年8月15日以降の事務処理に関して、公・非の事前判断結果を記入することとした。</p>
<p>適正な見積業者等一覧表を作成すべきもの</p> <p>平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について（通知）」によ</p>	<p>見積業者等一覧表の作成については、平成20年度から、前年度の実績額や見積参加業者を記載できる様式</p>

<p>り、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載できるよう様式が改定されているにもかかわらず、平成19年度有線放送による市政広報の実施に伴う見積徴取伺決裁では、改定前のものが用いられているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な見積業者等一覧表を作成し、決裁に添付されたい。</p>	<p>を使用し、決裁に添付している。</p>
<p>適正な請書を作成すべきもの</p> <p>塩江ケーブルネットワーク伝送路支障立竹木等伐採業務および平成19年度電子計算機パンチ事務（広報アンケート）委託業務の請書は、物品供給（製造）に係る納入場所、納期、供給物品の内訳、供給物品の検査および物品の保証期間に関する条項が盛り込まれているなど、業務委託契約の請書として、適当ではないので、今後、同種の業務委託契約を締結しようとする場合には、請書に業務委託契約の内容に合致する条項を盛り込まれたい。</p>	<p>業務委託契約に係る請書の作成については、平成20年度から、契約内容に合致する条項を盛り込むこととした。</p>
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、広報たかまつ運送業務委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>平成24年度広報たかまつ運送業務委託契約から、遅延利息に関する条項を記載することとした。</p>
<p>歳出予算の執行伺に係る決裁を適正にすべきもの</p> <p>支出予定金額が1,000万円を超える役務費（通信運搬費）の執行伺決裁の事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第12項の規定により、市長までの決裁を受け</p>	<p>広報たかまつ運送業務に係る執行伺決裁については、平成24年度契約分から、適正な決裁者までの決裁を受けた。</p>

<p>なければならぬが、広報たかまつ運送業務に係る執行伺決裁は、副市長決裁により事務処理されているので、今後は、これらの規定により、適正な決裁者までの決裁を受けられたい。</p>	
<p>業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成21年4月1日から、年3.7パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、平成21年度中国語版ホームページ作成業務委託契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により、適正な率で約定されたい。</p>	<p>業務委託契約の遅延利息については、平成24年度から契約時に適用される適正な率で約定した。</p>

対 象 部 局	市民政策局市民課	
措 置 通 知 日	平成24年7月24日	
【改善を要する事項】	【措置された内容】	
<p>遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの</p> <p>高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、書類搬送設備保守管理委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に事務処理されたい。</p>	<p>書類搬送設備の保守点検業務委託契約書については、平成23年度から遅延利息の徴収に関する条項を記載することとした。</p>	

第2 定期監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

対 象 部 局	出納室	
措 置 通 知 日	平成24年3月29日	
【意見を付された事項】	【措置された内容】	

<p>高松市公金管理運用委員会の開催について</p> <p>公金の安全かつ確実な管理運用方法の検討等のため、高松市公金管理運用委員会設置要綱に基づき、同委員会が設置されているが、平成19年度以降、同委員会は開催されておらず、年度末に翌年度の運用案等についての決裁による持ち回り会議が慣例化している。</p> <p>公金を安全かつ効率的に運用するためには、金融情勢や金融機関・商品に関する専門的な知識の習得や情報交換、運用計画だけでなく運用実績に対する多角的な検証の場が必要であることから、同委員会の開催について検討されたい。</p>	<p>高松市公金管理運用委員会については、それまでの持ち回り会議を改め、平成22年度から開催している。</p>
--	---

対象部局	教育局生涯学習課生涯学習センター	
措置通知日	平成24年4月18日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>施設の保守点検業務に係る事務処理について</p> <p>生涯学習課生涯学習センターのエレベーター設備に係る保守点検業務委託においては、建築基準法に基づく年1回の定期検査は受託者により保守点検と併せて実施されているものの、仕様書の中に定期検査を実施することを明記していないので、今後においては、設備の安全性確保の観点から、仕様書に明記し、確実な実施と履行確認を行われたい。</p>		<p>生涯学習センターエレベーター設備保守点検業務については、平成24年度から、建築基準法に基づく年1回の定期検査の実施について、仕様書に明記し、履行確認を行うこととした。</p>

対象部課等	財政局税務部納税課	
措置通知日	平成24年4月23日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>契約依頼等に係る事務処理について</p> <p>市民税課および資産税課の契約依頼等に係る事務処理については、納税課で行っているが、課や係ごとに予算</p>		<p>市民税課および資産税課の契約依頼等に係る事務処理については、平成23年度から、依頼日や依頼内容が同</p>

<p>科目の事項が異なっていることや、税目の違いなどにより、依頼日や依頼内容が同様のものについても、分割して契約依頼等を行う事務処理になっていることから、契約内容や納期限を見直し、計画的に取りまとめた上で発注するなど、より一層の事務の効率化を図りたい。</p>	<p>様なものについては、できる限り一括発注を行うなど、適正で効率的な契約事務を行い、限られた経費の中で、より一層の事務処理の効率化を図るようにした。</p>
--	---

対 象 部 局	都市整備局河港課	
措 置 通 知 日	平成24年4月25日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>業務委託契約における条項の見直しについて</p> <p>高松漁港清掃業務委託契約書第8条では、受託者に、毎月15日までに翌月の業務予定表の提出を求める条項を定めているが、その提出を受けていないので、今後は、本条項の必要性を検証し、実情と合致するよう契約書の条項を見直すことも検討されたい。</p>	<p>高松漁港清掃業務委託契約における条項の見直しについては、平成24年度から実情と合致する内容に改めた。</p>

対 象 部 課 等	消防局総務課	
措 置 通 知 日	平成24年5月29日	
	【意見を付された事項】	【措置された内容】
	<p>補助金の実績確認について</p> <p>高松市幼少年婦人防火委員会運営事業補助金に係る実績報告書では、同委員会から高松市婦人防火クラブ連絡協議会と高松市幼年・少年消防クラブ連絡協議会へ補助金を交付しているが、同委員会からの収支決算書や事業報告書だけでは、各連絡協議会の活動内容を把握できず、補助金交付の効果や必要性を検証する資料として不十分であると見受けられることから、今後においては、各連絡協議会に対しても実績報告書を提出させるなど、事業内容を確認し、補助金の透明性・適正性の確保を図られたい。</p>	<p>補助金の実績確認については、平成23年度から補助金等交付申請者に対し、実績が確認できる資料を添付させるとともに、事業内容を確認した。</p>
	<p>補助金等交付申請書および実績報告書に係る添付書類について</p>	

<p>高松市補助金等交付規則第3条では、補助金交付申請者は、交付申請書に事業計画書を添えて市長に提出し、同規則第4条では、交付申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、補助金等の交付の適否を決定することと規定しているが、平成23年消防出初式の補助金等交付申請書に添付されている事業計画書では、事業内容が明らかとされておらず、また、同補助事業等実績報告書では、事業内容の確認ができる資料が添付されていないので、今後は、補助金等交付申請書に添付される事業計画書については、事業内容を明確にするとともに、補助事業等実績報告書については、事業内容の確認ができる資料を添付するよう補助金交付申請者を指導し、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。</p>	<p>平成24年消防出初式の補助事業等交付申請に係る事務処理については、補助金等交付申請者に対し、事業内容が明確に分かる事業計画書を提出させるとともに、実績が確認できる資料を提出させた。</p>
<p>業務委託に係る支出事務手続について</p> <p>平成22年度消防局各庁舎における衛生的環境管理業務および各署、分署の害虫防除業務委託契約では、契約金額を6回に分けて支払しているが、その支払方法については、契約書や仕様書の中では明確にされていないことから、今後、契約書や仕様書の中で、支払方法、支払回数、支払時期等を具体的に明記しておくなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>業務委託契約の支払方法については、平成24年度から契約書の中で支払方法、支払回数および支払時期を具体的に明記した。</p>

対象部課等	財政局財産活用課財産管理室	
措置通知日	平成24年6月11日	
【意見を付された事項】	【措置された内容】	
<p>普通財産の土地と隣地との境界の明確化について</p> <p>普通財産のうち、隣地との境界を示す境界標を設置していないものがあるので、適正に対応されたい。</p>	<p>普通財産の土地と隣地との境界については、平成22年度から、順次、計画的に設置することとした。</p>	
<p>売払いに要する経費の取扱いについて</p>		

<p>普通財産を売払うに当たり、当該普通財産の予定価格を設定するために支出した不動産鑑定評価手数料が、売払金額を上回っている事例がある。今後、同様に売払いに要する経費が売払金額を上回るときは、売払いに要する経費を売払金額に含めることを条件とするなど費用対効果を考慮した上で、適切に処理されたい。</p>	<p>普通財産の売払いについては、平成23年度から、狭小地など小面積の物件について、相続税路線価を参考にするなど、市独自で価格を設定して売却するよう改めた。</p>
<p>業務委託契約の締結について</p> <p>普通財産に係る除草業務については、履行場所を数か所まとめて契約するなど事務の効率化は図られているが、管理財産の状況を適切に把握することにより、履行箇所の特定が可能となることから、今後、同様の契約を締結しようとするときは、単価契約の導入により業務委託契約を一本化するなど、より効率的な事務処理を検討されたい。</p>	<p>普通財産に係る除草業務については、平成23年度から、単価契約による業務委託契約を締結した。</p>

対象部課等	市民政策局地域政策課交通安全対策室	
措置通知日	平成24年7月9日	
【意見を付された事項】	【措置された内容】	
<p>補助金等交付申請書に添付された収支予算書の記載について</p> <p>補助金等の交付決定を行う際、その妥当性を判断する上で、事業計画書と収支予算書は一对のものであり、収支予算書は事業計画の実行性を担保し、補助金額を決定する根拠となるものである。また、平成21年度予算の執行方針では、事前に補助金交付申請者に対し、より明確な区分と積算等内訳の記載について指導することとしているが、平成21年度高松市交通安全都市推進協議会の補助金交付申請書に添付されている収支予算書では、各項目に所要額は記載されているものの、摘要欄には記載がなく、金額の算出根拠が明らかになっていないものが見受けられた。</p> <p>現下の厳しい財政状況のもと、補助金等の交付については一層の透明性、説明責任が求められていることから、</p>	<p>補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、平成24年度から補助金交付申請者に対し、予算積算根拠資料の提出を求め、金額の算出根拠を明確にした。</p>	

補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、摘要欄への算出根拠の記載や積算資料の添付など、補助対象事業費の積算内容を明らかにするよう補助金交付申請者を指導されたい。	
--	--

対象部課等	市民政策局地域政策課
措置通知日	平成24年7月9日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>補助金等交付申請書に添付された収支予算書の記載について</p> <p>平成21年度予算の執行方針では、補助金等交付申請書に添付する収支予算書について、より明確な区分と積算等内訳の記載について補助金交付申請者を指導することとしているが、防犯活動事業補助金交付申請書に添付されている収支予算書には、各項目に所要額は計上されているものの、摘要欄に記載がなく、金額の算出根拠が明らかとなっていないものが見受けられたので、今後、同種の補助金を交付するに当たり、申請書に添付される収支予算書の積算根拠が明らかとなっていない場合は、補助金交付申請者に対して補正を求めるなどの指導を徹底し、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。</p>	<p>補助金等交付申請書に添付される収支予算書については、平成23年度から補助金交付申請者に、摘要欄に金額の算出根拠を記載するよう指導し、改善させた。</p>
<p>補助金の概算交付における分割交付回数の適正化について</p> <p>平成21年度予算の執行方針では、補助金を概算交付する場合は、原則として、補助金額が100万円までは1回、200万円までは2回、300万円までは3回、300万円を超える場合は4回以上にそれぞれ分割交付することとしているが、高松市コミュニティ協議会連合会事業補助金および水銀灯維持管理事業補助金については、執行方針で定める回数を下回る分割交付により補助金を概算交付しているので、執行方針に基づき、適正な回数の分割交付とされたい。</p>	<p>高松市コミュニティ協議会連合会事業補助金の概算交付における分割交付回数については、平成22年度から適正な分割交付回数に改めた。</p> <p>また、水銀灯維持管理事業補助金については、平成23年度から決裁に一括払を行う理由を明記した。</p>

対 象 部 課 等	都市整備局都市計画課
措 置 通 知 日	平成24年7月11日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>業務委託契約に係る事務処理について</p> <p>番町地下道監視設備関係保守点検業務委託契約に係る点検報告書は、契約書において、受託者に業務を実施した翌月5日までに提出することを求める条項を定めているが、当該期日を超過して提出されているものが見受けられたので、今後においては、期限内に提出するよう受託者を指導するとともに、実情と合致するよう契約書の条項を見直すなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>番町地下道監視設備関係保守点検業務委託契約に係る点検報告については、平成23年度から、業務実施後、受託者に、点検報告書を期限内に提出させた。</p>

対 象 部 課 等	市民政策局市民課
措 置 通 知 日	平成24年7月24日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>業務委託に係る契約事務について</p> <p>模写電送機器保守点検業務委託契約については、本庁ほか26か所と塩江支所ほか7か所に分けて契約を締結しているが、履行場所および機種が異なるものの、契約業者、契約期間および業務内容が極めて共通性の高いものであることから、今後においては、より効率的な事務処理を行うためにも、これらの業務を一本化して契約することを検討されたい。</p>	<p>本庁ほか26か所および塩江支所ほか7か所の模写電送機器保守点検業務委託については、平成24年度から業務を一本化して契約した。</p>

第3 定期監査で付した監査委員の総括的意見に対する措置内容等

対 象 部 課 等	総務局人事課
措 置 通 知 日	平成24年7月19日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
<p>適正な事務処理体制の確保について</p> <p>職員の服務に関する事務を所掌す</p>	<p>休日勤務・時間外勤務命令簿の事務</p>

る課においては、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルが適正に運用されていない実態を踏まえて、指導の徹底を図るとともに、適正な運用がなされるようなマニュアルの改善についても検討された。

処理については、平成21年度から庶務管理システムを導入し、時間外勤務手当の支給割合および時間数の算定をはじめとする事務をシステム上で処理することにより、適正な事務処理体制を確保するようにしたところである。また、当該システムを利用することが困難な一部の所属についても、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルの適正な運用がなされるよう、グループウェア上でマニュアルを常時閲覧できるようにし、また、マニュアルを改訂した場合などにはその都度職員に周知するなどしており、今後も指導の徹底に努めていくこととした。